

多度津町農山漁村振興補助金交付要綱

令和5年4月1日

要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するために国が設置した農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号。以下「国要綱」という。）に定める農山漁村振興推進計画及び事業実施計画を農林水産省に申請し、その承認を受けた町内の地域協議会に対して、多度津町農山漁村振興補助金（以下「補助金」という。）を町の予算の範囲内で交付することにより、その事業の継続を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この要綱における補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内に事業所があり、かつ、農林水産省が定める農山漁村振興交付金（地域活性化対策（活動計画策定事業））公募要領（以下「国要領」という。）に定められている事業実施主体となる地域協議会とする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県及び他の市区町村から同様の目的の補助金等を受けた者は、交付対象者とししない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要領に定められている事業の実施に要する経費とし、いずれの経費も消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含まないものとする。この場合において、国要綱により交付された交付金を充当した事業の実施に要する経費に対して、重複して補助対象経費とすることはできないものとする。

2 補助対象経費は、補助金の交付決定日から補助金の交付決定日の属する年度の3月15日までに実施する事業に要した経費を対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の10分の10に相当する額とし、100万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多度津町農山漁村振興補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 当該事業年度の国の農山漁村振興交付金の交付の承認を受けたことを確認できるもの

(2) 補助対象経費の内訳書(様式第2号)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該事業実施年度の3月15日までに行わなければならない。

3 補助金の申請は、同一交付対象者につき一回限りとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上補助金の交付の可否を決定し、多度津町農山漁村振興補助金交付可否決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(補助対象経費の変更)

第7条 前条の規定により、決定の通知を受けた申請者は、補助対象経費の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、多度津町農山漁村振興補助金変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、町長は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助に係る事業の中止又は廃止)

第8条 交付決定者は、補助金に係る事業(以下「補助対象事業」という。)を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、多度津町農山漁村振興補助金中止(廃止)申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、その決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、多度津町農山漁村振興補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内又は補助対象事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに多度津町農山漁村振興補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費の報告書（様式第8号）
- （2） 補助対象経費の支払を証明する領収書等の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、多度津町農山漁村振興補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに多度津町農山漁村振興補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。